

費用無料
秘密厳守

新潟県労働委員会委員による 労働トラブル相談会

労働者、事業主を問わず、労使関係に豊富な知識や経験がある労働委員会の委員が、
労使間の問題解決に向けてアドバイスします。

新潟会場

10月23日(日)13:30~16:00

県庁16階 労働委員会(新潟市中央区新光町4番地1)

上越会場

10月 2日(日)13:30~16:00

ワークパル上越 第2会議室(上越市下門前477番地)

長岡会場

10月30日(日)13:30~16:00

長岡地域振興局 県民相談室A(長岡市沖田2丁目173番地2)

内容

解雇、賃金未払い、退職金、パワハラなどの労使間のトラブル
(採用に関するものは除きます。)

必要に応じて、**労働委員会**の**あっせん**等の制度をご案内します。

相談時間

1人当たり約30分

相談員

公益委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社役員等)

申込み

事前に予約をお願いします。予約時間をお知らせします。

お申込み・お問い合わせ 新潟県労働委員会事務局総務課(県庁16階)

☎025-280-5546(土・日・祝日は除きます。)

詳しくはWebで!

新潟県労働委員会

検索

必ずチェック 最低賃金

新潟県最低賃金は
時間額 **753円**
になります

新潟県最低賃金は、従来の時間額731円から22円引き上げられ、平成28年10月1日から753円になります。新潟県最低賃金は、県内の事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む。）に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

新潟県社会労務士会

検索

問い合わせ

新潟県最低賃金総合相談支援センター

☎ 0120-009-229

TEL 025-250-5222

最低賃金引上げ支援

業務改善助成金

この助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。（次のように制度が拡充されます。 ※平成28年度第二次補正予算案に基づく措置）

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限	助成対象事業場
30円以上	7/10 <small>(※1)</small> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	<small>(※1) 生産性要件を満たした場合のみは3/4 (4/5)</small>	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

問い合わせ

新潟県最低賃金総合相談支援センター

☎ 0120-009-229

TEL 025-250-5222